

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 未払匿名組合分配金の源泉時期について

近年、中国から日本への投資規模が拡大しています。特に太陽光発電事業への投資が盛んです。この種の事業には初期投資の資金をどのような方法で調達するかが問題となりますが、選択肢の一つとして、投資家と匿名組合契約を締結する方法があります。今回は、匿名組合員への事業利益の分配に係る源泉課税について説明します。

1. 事例

香港法人 A 社は、匿名組合投資の形式にて日本国内法人 B 社の太陽光発電事業に投資しました。A 社と B 社間では匿名組合契約が締結されていますが、契約では B 社は、その太陽光発電事業から発生した損益（以下、「匿名組合分配金」という）を A 社に対して、計算期間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の終了日から 2 か月以内に分配しなければなりません。

しかし、計算期間末から 2 か月経過時点の B 社の資金繰りを考慮すると、実際に現金を分配することができません。この場合、当該匿名組合分配金に対する源泉税納付義務はどの時点で発生するのでしょうか。

源泉税の納付義務は、所得の支払時点で確定するのが原則ですが、所得税法第 212 条第 5 項は、民法第 667 条第 1 項の組合契約及びこれに類する契約に基づいて配分を受ける利益については、組合契約に定める計算期間の末日の翌日から 2 か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合においては、その 2 か月を経過する日を支払日とみなすと定めています。

だとすれば、匿名組合分配金についても、組合員へ現金が実際に支払われるかどうかとは無関係に、期末から 2 か月経過時点で源泉徴収義務が生ずるのでしょうか。

2. 結論

当該匿名組合分配金に関しては、2 か月経過時点ではなく、実際の現金支給日に納付義務が発生します。源泉税は、現金支給日の属する月の翌月 10 日までに、国に納付しなければなりません。

3. 結論に至った根拠

(1) みなし支払いの特例が適用される組合契約の範囲

特例の対象となる組合契約の範囲は、上述した民法 667 条の組合契約だけでなく、これに類する組合契約が政令に列挙されていますが、匿名組合契約は含まれていません（所得税法施行令第 281 条の 2）。これが、匿名組合分配金に源泉徴収時期の特例が適用されない理由です。

(2) 日香港租税条約と所得税法の定め

日本香港租税条約¹第 20 条の規定によると、匿名組合契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約者において当該締約者の法令に従って租税を課することができます。つまり、当該匿名組合分配金については、収益が生ずる日本に課税権が認められているのです。

日本の国内法において、匿名組合分配金は、国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約に基づいて受けた利益の分配に該当するため、日本国内源泉所得として取扱われ（所得税法

¹「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定」（2011 年 11 月 9 日）



Grant Thornton

An instinct for growth™

第 161 条第 1 項第 16 号)、源泉徴収義務者は所得の支払時に所得税を源泉徴収しなければなりません (所得税法第 212 条)。

従って、匿名組合契約分配金に関しては、日香租税条約の規定を考慮しても、実際の支払時点において、源泉徴収義務が発生します。

(3) 納付期限

源泉徴収義務者は、徴収した所得税を、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに国に納付しなければなりません。

お見逃しなく！

源泉所得税の納付が期限内に行われなかった場合、不納付加算税と延滞税が課されます。不納付加算税の税率は、原則として 10% ですが、税務署から納税の告知を受ける前に自主的に税金を納付すれば、5% に軽減されます。延滞税については、納期限から 2 か月以内であれば、年利 7.3% と日本銀行が定める基準割引率 + 4% のいずれか低い割合で日割り計算されますが、2 ヶ月を超える場合、年利 14.6% の割合で日割り計算されます。